平成25年11月定例会

総務委員会説明資料(その2)

徳島県警察本部

I	提出案件	
	1 その他の議案	
	(1) 控訴の提起	こついて

I 提出案件

- 1 その他の議案
- (1) 控訴の提起について
 - ア 控 訴 の 理 由 平成25年11月29日言渡され,同日送達された徳島地方裁判所平成23年(行ウ)第1号行政処分取消等請求事件の判決に不 服があるので,高松高等裁判所に控訴を提起する。

イ 控 訴 人 徳島県

ウ 被 控 訴 人

- エ原判決の表示
- (ア) 処分行政庁が平成20年10月9日に原告 に対してした運転免許取消処分を取り消す。
- (イ)被告は、原告 に対し、36万5900円及びうち33万5900円に対する平成23年2月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (ウ) 原告のその余の請求及び原告の請求をいずれも棄却する。
- (エ) 訴訟費用は、原告 に生じた費用の3分の1と被告に生じた費用の6分の1を被告の負担とし、原告 に生じたその余の費用と被告に生じた費用の6分の2を原告 の負担とし、原告 に生じた費用と被告に生じたその余の費用を原告 の負担とする。

オ控訴の趣旨

- (ア) 原判決中, 控訴人の敗訴部分を取り消す。
- (イ) 同敗訴部分の被控訴人の請求を棄却する。
- (ウ) 訴訟費用は第1審、2審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

カ提案理由

徳島地方裁判所平成23年(行ウ)第1号行政処分取消等請求事件の控訴(控訴期間 平成25年12月13日まで)について, 地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが,この案件を提出する理由である。